

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新たな法制度に基づき誘導地区施設（仮称）の整備事業を行う事業者に対して土地等を譲渡した場合について、下記の措置を創設する。 ・ 特例措置の内容 ①事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税の軽減税率（居住用財産） 6,000万円以下 4% 6,000万円超 5% ②事業のために長期保有（所有期間5年間超）の土地等を譲渡する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人住民税の軽減税率 2,000万円以下 4% 2,000万円超 5% ・ 法人税5%重課の適用除外（法人住民税 連動） 	
関係条文	租税特別措置法第31条の2第2項11号、第31条の3、第37条の5、第62条の3第4項第11号、第68条の68第4項 租税特別措置法施行令第20条の2、第20条の3、第25条の4、第38条の4第22項～第23項 個人住民税：地方税法附則第34条の2、地方税法施行令附則第17条の2 連動：地方税法 第32条、第53条	
減収見込額	[初年度] ▲13 （ — ） [平年度] ▲13 （ — ） [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1)政策目的 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>(2)施策の必要性 これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p> <p>このため、公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域(仮称)として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設することとする。</p> <p>その際、この都市機能誘導区域内において、民間活力を活用した都市機能の立地誘導を進めるため、民間事業者が整備する都市機能にかかる施設を誘導地区施設(仮称)と位置付け、当該施設の整備を推進する施策を講じる。</p> <p>一方、この誘導地区施設を整備する事業が施行される地域として想定される、公共交通等の既存ストックが充実している地域においては、土地の細分化が進んでいることが多いと想定され、権利者の合意形成の促進が必要不可欠である。</p> <p>このため、権利者の合意を促し、誘導地区施設の整備を推進するため、誘導地区施設のために土地等を譲渡する者に対して、税制上の特例措置を講ずることを要望するもの。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
	政策の達成目標	人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①：恒久措置 ②：5年間
	同上の期間中の達成目標	目標値：前年度比+0%以上（毎年度）
	政策目標の達成状況	都市機能集積率 平成19年度 4.02% → 平成23年度 4.16%
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 平成26年度 103件 （内訳）個人住民税：84件、法人住民税：19件
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることによって、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、誘導地区施設を整備する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（所得税、法人税） 誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（所得税、法人税） 都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） 空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） 誘導地区施設（仮称）の公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税の特例（固定資産税、都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・社会資本整備総合交付金 （平成26年度予算要求額 22,785億円の内数） ・都市機能立地支援事業 （平成26年度予算要求額 20億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	誘導地区施設を整備する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。一方で本特例措置は、誘導地区施設を整備する事業に貢献した土地等を譲渡する者に対して、税制上の優遇措置を講じることによって、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
	要望の措置の妥当性	誘導地区施設のために土地等を譲渡する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は誘導地区施設のために土地等を譲渡する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—